

## 日常生活用具の給付について

在宅の障害児（者）や難病患者等が、日常生活の不便を解消し、より円滑な生活を営むことを目的に、障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。

### 申請の要件

- (1) 対象者…身体・知的・精神障害者手帳の交付者（用具の対象となる障害の種類・程度の認定を受けていること）。  
難病の診断を受けた方（厚生労働省が定めるもの）
- (2) 申請の対象とならない場合
- ・障害者施設等に入所している方（頭部保護帽を除く）
  - ・市町村民税の所得割額が、46万円以上の方が世帯にいる場合
  - ・介護保険対象者は、品目によっては介護保険優先となります。
  - ・修理は対象外です。耐用年数内のものは自費で修理してください。

### 自己負担額

種目ごとに耐用年数と基準額が決められており、基準額までの1割が自己負担となります。また、基準額を超過した分は、所得区分ごとの負担上限額に関わらず全額自己負担となります。

所得区分	負担上限月額
市民税課税世帯	37,200円
市民税非課税世帯	0円
生活保護世帯	0円

### 手続きの流れ

必ず購入前に申請が必要です。購入後には受付できませんので、事前に申請に必要なものを用意して、障害福祉課へ提出してください。

#### (1) 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・見積書（土浦市の登録業者が作成したもの）
- ・カタログ等の写し

※品目によっては、医師の意見書が必要となる場合があります。

#### (2) 支給決定

市から申請者と業者に、給付決定通知等を郵送します。申請から決定までは約1～2週間かかります。（詳細な調査・確認が必要な場合にはさらに時間がかかることがあります。）

#### (3) 用具の納品

用具が納品されたら、決定通知に記載の自己負担額を業者にお支払いください。

お問い合わせ：土浦市役所障害福祉課 障害審査係  
TEL 029-826-1111 (内線2365・2454)  
FAX 029-826-7118